

一般社団法人日本内視鏡外科学会財産管理運用規則細則

第1条（目的）

本細則は、一般社団法人日本内視鏡外科学会財産管理運用規則（以下「規則」という。）に基づき、一般社団法人日本内視鏡外科学会（以下「本会」という。）の資産運用にかかる事項全般を検討する組織、運用開始時期、運用期間等に関する具体的な事項を定めることを目的とする。

第2条（検討体制）

1. 財産管理運用規則や財産運用方針などの、財産運用にかかる事項全般の検討は、理事長の管理の下、財務委員会にて行うものとする。
2. 財産運用に関する実務の運用の管理・監督の責務は財務委員会が負う。

第3条（運用開始時期）

1. 財産運用の対象は、本会の正味財産額が平均年間事業費の概ね2年分に相当する金額を超えない間は、定期預金とする。
2. 本会の正味財産額が平均年間事業費の概ね2年分に相当する金額を超えた後は、国公債等確実な有価証券も投資の対象とすることができる。
3. 平均年間事業費は、直近3事業年度における各年度の事業費の平均額により算定する。
4. 前項に定める正味財産額の確認は、当該年度の決算報告に基づき財務委員会が行う。

第4条（改定）

本細則の改定は、財務委員会の審議を経て理事会の承認を得て行う。

（附則）本細則は、令和7年12月10日から施行する。